

第5回 西都地区新設小学校 通学区域協議会

日時：令和2年10月20日（火）14：00～

会場：西都公民館 講堂

－ 会 議 次 第 －

1 議事

- (1) 会則の一部改正（委員の交代，追加）について －資料1
- (2) 通学区域（案）に対する意見について －資料2
- (3) 保護者・地域向けアンケートについて －資料3

2 報告

- (1) 元岡地区新設中学校の候補地について －資料4
- (2) 西都小児童数，元岡中生徒数の今後の推計について －資料5

3 その他

連絡事項など

1. 会則の一部改正（委員の交代，追加）について

1 改正の理由

令和2年2月4日に開催した第4回西都地区新設小学校通学区域協議会において，「周船寺小のPTAや校長を委員に追加して再開する」こととしていたため，西都地区新設小学校通学区域協議会会則（以下「会則」という）第4条第2項の規定により所要の改正を行うもの。また，委員の交代が行われている組織についてもあわせて，所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

会則別表中，自治協議会代表 西都校区自治協議会会長，徳永町内会会長，石崎隣組長，玄洋校区自治協議会会長，今宿校区自治協議会会長，周船寺東町自治会会長，公民館長 玄洋公民館館長，PTA代表 元岡中PTA会長，関係小・中学校長 元岡小学校長の氏名を変更します。

また，自治協議会代表 西都校区自治協議会顧問，公民館長 周船寺公民館館長，PTA代表 周船寺小PTA会長，関係小・中学校長 周船寺小校長を追加します。

別表 協議会組織（変更部分のみ）

組 織		氏 名	役 職
自治協議会代表	西都校区	赤池 成昭	西都校区自治協議会会長
		荒木 正彦	徳永町内会会長
		徳永 哲也	西都校区自治協議会顧問
	元岡校区	友池 輝夫	石崎隣組長
	玄洋校区	高松 新也	玄洋校区自治協議会会長
	今宿校区	吉村 悟	今宿校区自治協議会会長
	周船寺校区	鶴田 順子	周船寺東町自治会会長
公民館長	玄洋公民館	赤瀬 清	玄洋公民館館長
	周船寺公民館	内川 義則	周船寺公民館館長
PTA代表	周船寺小PTA	眞方 祥亮	周船寺小PTA会長
	元岡中PTA	高野 公幸	元岡中PTA会長
関係小・中学校長	元岡小学校	山中 剛	元岡小校長
	周船寺小学校	笠 宏照	周船寺小校長

3 施行期日

令和2年10月20日（協議会の承認を得た日）

西都地区新設小学校通学区域協議会 会則

（目的）

第1条 この会則は，西都地区における新設小学校の通学区域に関する協議を行うために設置する協議会に関し，必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この会の名称は，西都地区新設小学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（所管事項）

第3条 協議会は，第1条の目的達成のため次の事項を行う。

- （1）通学区域についての意見集約に関すること。
- （2）新設小学校の中学校区に関すること。
- （3）通学区域の調整に係る関係校区との連絡調整に関すること。
- （4）通学区域の集約後，開校準備委員会（仮称）の設置準備に関すること。

（協議会の構成）

第4条 協議会は別表第1のとおり組織する。

2 協議会は，必要があると認めたときは，前項に掲げる委員以外の者を委員として加えることができる。

（役員）

第5条 協議会に委員長1名，副委員長2名を置く。

2 委員長は会務を統括し，必要に応じて協議会を招集する。

3 副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は教育委員会総務部通学区域課に置く。

（解散）

第7条 この協議会は，協議会の目的を達成した時点で解散するものとする。

（雑則）

第8条 この会則に定めるもののほか，協議会の運営に関し，必要な事項は，委員長が定める。

附 則

（施行期日）

この会則は，令和元年8月29日から施行する。

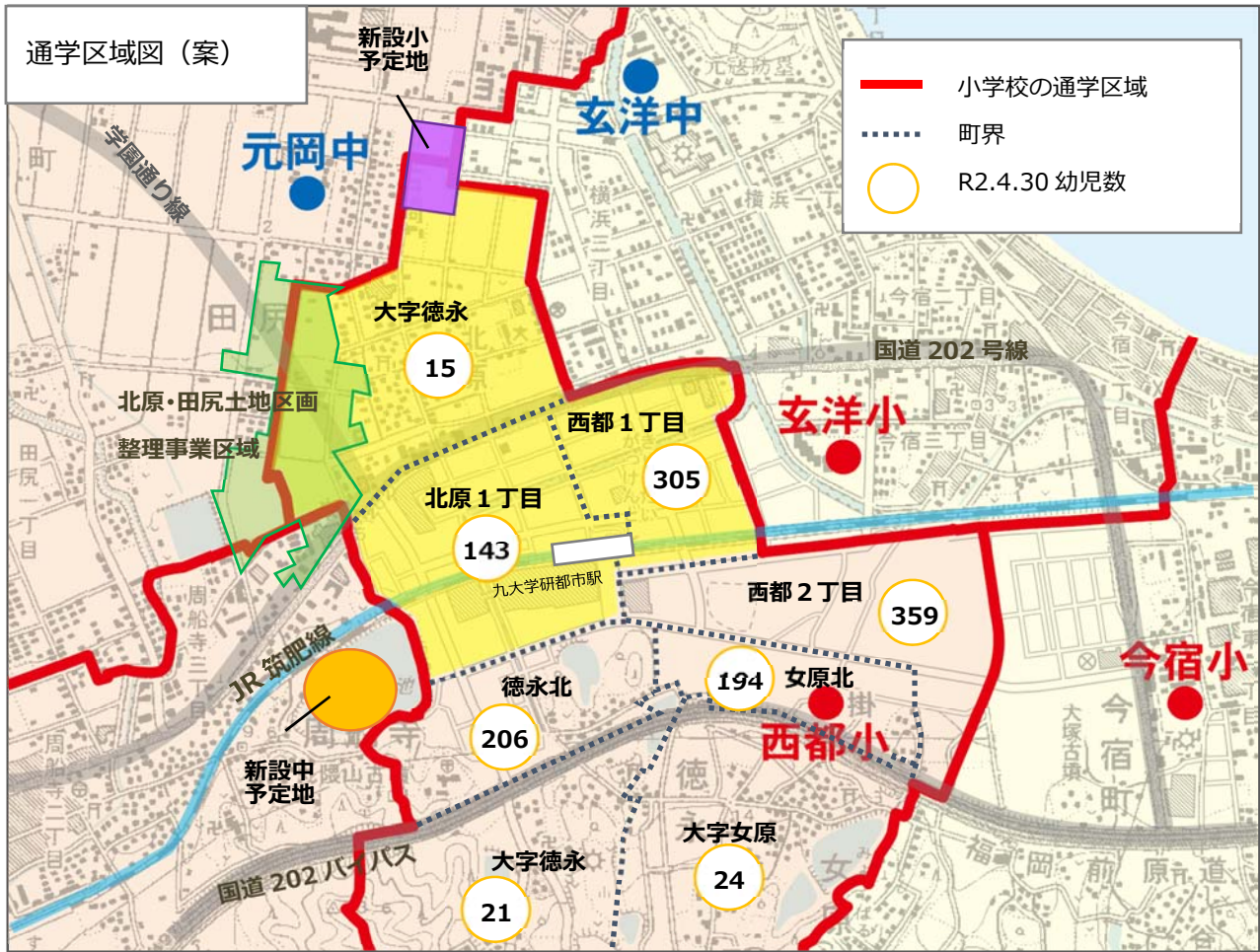
附 則

この会則は，令和元年11月12日から施行する。

2. 通学区域（案）に対する意見について

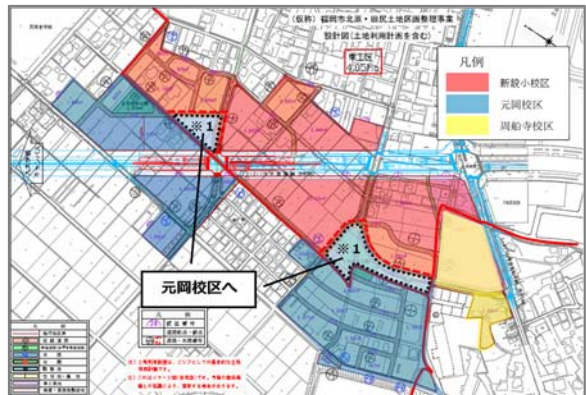
1 第2回協議会（R1.9.25 開催）で提示された通学区域（案）

- 西都1丁目
 - 北原1丁目
 - 大字徳永（国道202号線以北）※1
 - 大字田尻の一部 ※2
- ※1 大字徳永の一部（1149,1150,1167,1168：玄洋小学校区，北原・田尻土地区画整理事業地の一部：元岡小学校区）を除く
- ※2 大字田尻 34～39（新設小学校予定地）



新設小学校予定地周辺

北原・田尻土地区画整理事業地



2 町内会やPTAのご意見

第2回協議会以後，各委員から町内会やPTA などへご説明をしていただき，それぞれの団体から出された主なご意見は次のとおりです。

西都校区	○西都小と新設小を自由に選択できるようにしてほしいとの意見が複数あったが，児童数が多いことから困難と考える。（西都自治会） ○西都1丁目のJR線路南側は，一斉清掃等で西都2丁目と同じ区域を担当するなど親和性が高いことなどから，線路の南北で分けることを検討してほしい。（西都自治会） ○校区割に特段の意見はないが，仮に横浜西町内が新設小の通学区域となった場合，元岡中の生徒数がどれだけ増えるか心配。（西都小PTA）
元岡校区	○新設小の予定地が目前にある石崎隣組は，地域自治活動及び通学区域はこれまでどおり元岡校区とするが，希望者は新設小に通学できるようにしてほしい。（田尻東町内会石崎隣組） ○子どもの安全を考えると，より近くの新設小に通わせたい。（元岡小PTA） ○新設小が近くても，友達がいる元岡小に継続して通わせたい。（元岡小PTA）
玄洋校区	○現状どおり，玄洋小・玄洋中のままだがよい。自治会活動も安定しており校区は変えたくない。（横浜西町内会） ○将来，元岡中の規模が大きくなりすぎて問題とならないか。（横浜西町内会） ○玄洋小も，横浜西町内が新設小に行く場合と現状とで推計を出してもらった方が判断しやすい。（横浜西町内会） ○新設小と玄洋小の通学路が重ならない配慮ができるか心配。（玄洋小PTA） ○横浜西町内は小学校を選択できるよう柔軟な対応ができないか。（玄洋小PTA）

3 保護者，地域向けアンケートについて

地域住民や保護者の方々の意見を広く聞くために，アンケートを実施してはいかがでしょうか。

西都小が新設するときのアンケートは，保護者の皆様には学校から児童が持ち帰り配布，地域の皆様には公民館だよりと同時配布し，回答数は22名26件でした。

（回答期間：約20日間）

アンケート(案) 別紙

- ・様式
- ・内容
- ・配布方法
- ・回収方法
- ・回収期間

《 アンケートのイメージ 》

平成 25 年度に実施した「伊都土地区画整理事業地内新設小学校（現西都小学校）」の
通学区域案についてのアンケート用紙

（１）保護者向けアンケート・地域向けアンケート

●●小学校の保護者の皆さま

平成25年7月 日
福岡市教育委員会学校計画課

伊都土地区画整理事業地内新設小学校通学区域
に関するお知らせ

伊都土地区画整理事業地内においては、住宅開発に伴う人口増により、事業地を通学区
域とする小学校の児童数の大幅な増加が見込まれることから、小学校の新設（平成
29 年 4 月開校）を予定しております。

この新設小学校の通学区域については、保護者、地域、学校長で組織する「伊都土地
区画整理事業地内新設小学校通学区域協議会」において検討を行うこととしており、別紙の
通学区域案について、皆さまのご意見をいただきながら、検討してまいりたいと考えてお
ります。

つきましては、別紙の通学区域案に対してご意見をいただける場合は、下記の記入欄に
ご意見等をご記入の上、2つ折りにしてお子様を通じて学校にご提出いただきますよう、
ご理解とご協力をよろしくお願いします。

地域向けの回収は回収箱に投函

《ご意見の募集期間》

平成25年7月19日（金）まで

《このお知らせに関する問合せ先》

福岡市教育委員会学校計画課 電話：092-711-4252 FAX:092-733-5539
電子メール：gakkokeikaku.BES@city.fukuoka.lg.jp

【住所】 福岡市 西区		※新町界名がお分かりになればご記入ください。 ()	
【記入者名】	【幼児・児童年齢】※平成 25 年 4 月 1 日現在 年齢 () 歳 / 学年 () 年生		
【ご意見欄】※箇条書きなどで簡潔に記入してください。			

（２）アンケート案

令和 2 年 10 月 日

福岡市教育委員会通学区域課

〇〇小学校の保護者の皆さま

西都地区新設小学校の通学区域に関するお知らせ

西都地区では住宅開発に伴う人口増により、平成 2 9 年 4 月に西都小学校を開校したものの、
2 年後には過大規模の状態が継続することが見込まれたため、令和 5 年 4 月の開校に向け新設
小学校の整備を進めています。

この新設小学校の通学区域については、保護者、地域、学校長で組織する「西都地区新設小学校
通学区域協議会」において検討を行うこととしており、別紙の通学区域案について、皆様のご意見
をいただきながら、検討してまいりたいと考えております。

また、元岡中学校についても生徒数の増加により分離することを決定し、湯溜池に新設中学校を整備す
る予定としておりますので、新設小学校が進学する中学校についてもご意見をいただきたいと思います。

つきましては、別紙の通学区域案に対してご意見をいただける場合は、下記の記入欄にご意見等
をご記入の上、回収箱にご提出いただきますようお願いいたします。

（保護者向け）

つきましては、別紙の通学区域案に対してご意見をいただける場合は、下記の記入欄にご意見等
をご記入の上、お子様を通じて学校にご提出いただきますようお願いいたします。）

【ご意見の募集期限】令和 2 年 1 1 月 1 3 日（金）まで

【このお知らせに関する問合せ先】

福岡市教育委員会通学区域課 電話：092-711-4252 FAX：092-711-4600

E-mail：tsugaku.BES@city.fukuoka.lg.jp

【住所】西区	
【記入者名】	【世帯に幼児・児童がいる場合】令和 2 年 4 月 1 日現在 歳 () 年生 歳 () 年生
【通学区域案に対するご意見】	
【新設小学校の進学先について】該当する番号に○をつけてください。 1 元岡中学校 2 新設中学校（湯溜池）	

元岡地区新設中学校の候補地について

1 趣旨

令和元年 1 2 月議会の教育こども委員会において報告した元岡中学校の生徒数増への対応に関し、新設中学校の候補地の選定結果について報告するもの。

2 候補地の考え方及び新設校の開校時期（令和元年 12 月議会教育こども委員会報告内容）

- 新設中学校の学校用地について

以下の視点を基本として、新設中学校の用地を選定する。

 - （1）敷地面積 23,200 m²程度を確保できるとともに、運動場や校舎を適切に配置できる土地であること。
 - （2）安全な通学路を確保できる見通しがあること。
 - （3）早期に用地選定の目処が立つこと。
 - （4）原則として元岡中学校の校区内または隣接地であること。

○ 新設中学校の開校時期について

新設校の早期開校を目指す。

3 選定結果と今後の方向性（案）

元岡中学校の校区内で、敷地面積等を確保できる可能性がある 10 箇所（拡大図の A～J）の用地について、災害時の危険性や通学環境、法規制などの基礎的な条件から、さらに 2 箇所（拡大図の A・B）に絞り込んだ。

関係者からの情報収集等を行うとともに、開校時期の視点等から検討した結果、**A（湯溜池）**を、新設中学校の学校用地の候補地として選定し、今後、水利組合等の関係者との具体的な協議を進めていく。

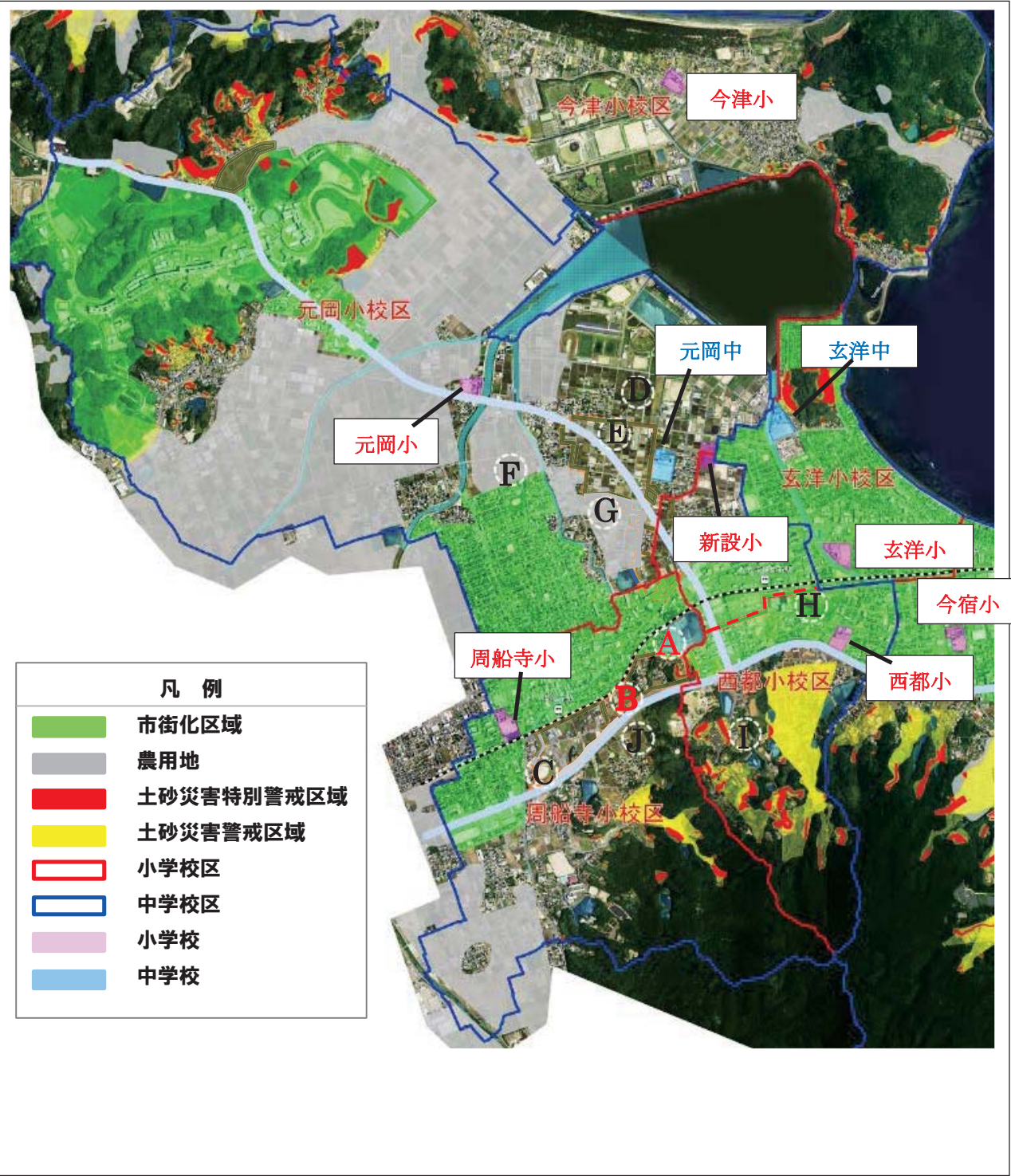
（1）候補地の概要

- ①所在地 西区大字周船寺湯溜池
- ②面 積 約 23,200 m²（池の約半分を埋立）
- ③関係者 水利権者約 40 名
- ④現 況 農林水産局所管の市有地（農業用溜池）

（2）選定理由

- ①敷地面積の確保等
敷地面積 23,200 m²以上で、運動場や校舎を適切に配置できる用地の確保が可能
- ②安全な通学路の確保
一部歩道整備等を行うことで、安全な通学路の確保が可能
- ③開校時期
当該候補地は、様々な条件から検討した結果、埋め立て及び造成を行い、新設中学校を**令和 8 年 4 月に開校できる可能性が高い。**
（他の用地については、令和 8 年 4 月の開校は難しい）

（参考 1）候補地の位置図



（参考 2）今後のスケジュール（案）

2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)
	用地の測量・設計	造成工事				
		校舎の設計	校舎の建設工事			★開校

児童数の推計の考え方

各小・中学校の児童数・生徒数（実数）と住民基本台帳に記載されている幼児数（0～5歳）を基に※，転出入等による増減と，「北原・田尻土地区画整理事業地」や校区内の住宅開発による増加を加味し，現在の0歳児が入学する令和8年度までの児童数・生徒数を推計しています。（特学含む） ※幼児数・児童数・生徒数いずれも令和2年5月1日現在

（１）分離新設をしない場合の西都小学校の推計

年度	令和2年度 (実数)	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
学級数	36	39	40	40	42	41	40
児童数	1,134	1,200	1,320	1,310	1,340	1,350	1,340

（２）令和5年度に通学区域（案）で分離新設をした場合の推計

①西都小学校【西都2丁目，女原北，大字女原，徳永北，大字徳永(国道202号バイパス以南)】

年度	令和2年度 (実数)	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
学級数	36	39	40	28	28	28	27
児童数	1,134	1,200	1,320	860	870	830	790

②新設小学校【西都1丁目，北原1丁目，大字徳永(国道202号線以北)，大字田尻の一部】

年度	令和2年度 (実数)	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
学級数	-	-	-	16	16	17	18
児童数	-	-	-	440	480	510	540

（３）横浜西町内会を新設小に加えた場合の推計

①新設小学校（(2)②+横浜西町内会（横浜3丁目+大字徳永1149, 1150, 1167～1168-8, 1192, 大字田尻2-3, 31-4, 2550～2567-7））

年度	令和2年度 (実数)	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
学級数	-	-	-	21	22	22	25
児童数	-	-	-	580	620	650	680

②玄洋小学校（横浜西町内会を除く）

年度	令和2年度 (実数)	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
学級数	27	28	27	21	22	22	21
児童数	821	810	780	620	610	590	570

（４）分離新設をしない場合の元岡中学校の推計

年度	令和2年度 (実数)	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
学級数	29	33	31	33	34	35	35
生徒数	953	1,010	1,060	1,150	1,180	1,220	1,230

（５）小学校の組み合わせごとの中学校の令和8年度の推計

案１ 周船寺小と西都小を新設中とする場合

	新設中 (周船寺小と西都小)	元岡中 (元岡小と新設小)	玄洋中
学級数	21	17	28
生徒数	700	540	960

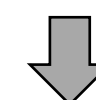


横浜西町内会を新設小に加えた場合

	新設中 (周船寺小と西都小)	元岡中 (元岡小と新設小)	玄洋中
学級数	21	18	27
生徒数	700	590	910

案２ 西都小と新設小を新設中とする場合

	新設中 (西都小と新設小)	元岡中 (元岡小と周船寺小)	玄洋中
学級数	19	20	28
生徒数	620	620	960



横浜西町内会を新設小に加えた場合

	新設中 (西都小と新設小)	元岡中 (元岡小と周船寺小)	玄洋中
学級数	21	20	27
生徒数	670	620	910